

試験問題（解答時間40分）（100点）

I. 巡回監査 I

問1

次の文章は、「TKC全国会の結成目的」の一節です。□ A □ から □ E □ に当てはまるものを解答欄の選択肢の中から選びなさい。（計5点）

コンピュータ革命時代における日本の税理士・公認会計士の前途を深く憂慮した飯塚毅はTKCを創設し、職業会計人の□ A □ には、進んで自ら体当たりするほかはないと決心した。

そのためには、まず成否不明の開発事業に要する莫大な資金調達の責めを私企業たるTKCの一身に負わしめつつ、当然とされる商業主義の理論を止揚し、自ら経営する飯塚毅会計事務所も、その長年の研究成果たる業務管理文書の全部を開放し、会計人をして速やかに高次元のソフトウェアを徹底的な低費用で利用せしむる体制を全国に普及すると共に、TKC創設の理念に賛同して参加した同志会計人には、その事務所体質の改善と業務品質の管理について真率果敢な実践を求め、事務所の徹底電算化を通じて □ B □ 、収益性の拡大並びにその社会的権威の画期的向上を画り、会計人の孤立化を排して □ C □ を目指し、しかも、敢えて会計人全部の無差別入会を認めることなく、あくまでも高度の職業倫理を堅持し、□ D □ を祈念し、□ E □ 、国家と社会と働く者^{ぼくしん}とに対し正しい使命感を抱く会計人のみの参加を求め、かかる参加会計人の全国的^{ぼくしん}一大集団を形成して^{ぼくしん}、古今未曾有の一大勢力を構築する以外にその目的達成の道はないとの結論に達し、ここにTKC全国会を結成した。

- | | |
|-------------------|--------------------|
| 1. 格調高い血縁的集団の形成 | 2. 関与先企業を経理業務から解放し |
| 3. 経営の合理化と業務水準の向上 | 4. 最大の節税策の実現 |
| 5. 職域防衛と運命打開と | 6. 自利利他の聖行の実践を願い |
| 7. 租税正義の実現 | 8. 同志を大幅に増やすため |

問2

次の文章は、「書面添付推進活動」について述べたものです。□A□ から □E□ に当てはまるものを解答欄の選択肢の中から選びなさい。（計5点）

TKC全国会は昭和56年より税理士法第33条の2による書面添付活動を開始しました。この活動は会員が□A□により、税理士の責任を果たしたことを書面添付制度によって明示し、税理士に対する社会の期待と信頼に応えなければならないという信念で貫かれています。書面添付推進ツールとして、昭和57年の発行以来、継続的に改訂を重ね、現在の形態になった『TKC全国会による書面添付制度総合マニュアル（第4版）』では、飯塚毅初代会長の前文に次のように記載されています。

「日本の職業会計人の現状は、まことに寒いものがあります。それは主として、その業務水準が、極めて低い、という点に現われています。どこと比べて低いのか、といえば勿論それは欧米先進国と比べてのことです。その原因は、どこに在るのでしょうか。私は、それは法律制度の未熟が、大きな原因をなしていると思います。特に会計についていえば、記帳義務者の範囲がはっきりしていない。□B□ 点が正面から明確に義務づけられていない、職業会計人に □C□ 場合の刑事罰条項がない、不真実記録についての明白な罰条がない、脱税の □D□ 条文の整備がない、 □E□ が計られていない、等々です。これは税法の国際化から見て、はっきりいえる点です。そして特に1985年のイギリス会社法や、同じく1985年の西ドイツの会計指令法（Bilanzrichtlinien-Gesetz）を見て痛感することですが、今や西欧諸国の商法又は会社法には、驚くほど会計関係規定が多くなっている、ということです。日本経済は現在世界のトップ水準にきていますが、それは商品生産の領域だけのことで、人文科学の領域では、みじめなものがあるのです。」

- | | | |
|-----------------|-----------------|------------|
| 1. 未遂犯に関する | 2. 記帳代行の効率化 | 3. 経理指導の徹底 |
| 4. 巡回監査の誠実な実施 | 5. 記帳条件の精密化 | 6. 既遂犯を罰する |
| 7. 故意に真実を告げなかった | 8. 真実を網羅的に記帳すべき | |

問3

次の文章は「TKC会計人の基本理念（25項目）」21番の一節です。□A□ から □J□ に当てはまるものを解答欄の選択肢の中から選びなさい。（計10点）

TKC会計人は、その組織内各集団の長たる者は、例外なく、□A□ を堅持する者でなければならない、との要請をもつ□B□ の集団である。

TKC会計人は、単なる□C□ の、□B□ 集団でないことは、既に述べた。それは日本の国民経済基盤の□D□ に連なってゆくところの、□B□ の□E□ とを直接目標とする、特殊な□F□ なのである。(中略)

長たる者は、常に捨て身なのであるから、組織内の会員諸公に対して、何らの不安感も□G□ も持つてはならないのである。(中略)

時には母親が幼児の尻を叩くが如く、或いは孔子のいう「是を愛しては、是を労することなからんや」との教えの如く、組織内の会員諸公に、特定の苦痛を与えることも敢えて辞さない、との態度が望まれるのである。そういう要請を、全身心に受けているのが、TKC会計人の□H□ なのである。

それらの諸条件の具備は、普通には、容易でない、と観念される。しかし、□I□ を承認し、しかも、人生は一千年とは無い事実を冷静に感得すれば、かかる本物の人材となって大衆に奉仕することに、心からの生き甲斐を感じ得るはずである。□J□ を待たないのである。

- | | | | |
|-----------|------------|--------------|--------------|
| 1. 宗教団体 | 2. 職業会計人 | 3. 畏れ | 4. 哲人的指導者原理 |
| 5. 時は人 | 6. 健全性強化 | 7. 人は時 | 8. 職域防衛と運命打開 |
| 9. 各集団の長 | 10. 会計人の集団 | 11. 覚悟と気迫 | 12. 税理士 |
| 13. 電算機利用 | 14. 人生の一回性 | 15. 多数決による支持 | |

問4

次の文章は、TKC理念の「若きTKC会計人に望む」について述べたものです。□A□から□E□に当てはまるものを解答欄の選択肢の中から選びなさい。（計10点）

満3年後に、日本のトップクラスの会計人になってしまうための処方箋は、次のとおりです。

- ① 職業生活上の基本となる参考書は、断固として、□A□、ぐらゐの勢いで精読して頂きたい。TKC全国会中央研修所編『TKC基本講座』は、この参考書に属するものとする。このために作られたのである。《実力錬磨》
- ② 職員諸君の □B□ の向上には、長期計画の下で、自然に目標水準まで職員諸君を運んでしまう、という基本態度を崩さない。絶対にあせらないこと。全国に、失敗例4件あり。《職員教育》
- ③ 「改善」の続行が、日本経済大発展の原動力だといわれているが、週2点改善を、事務所ぐるみで黙って2年間断行する、という態度を取って欲しい。改善点は学用ノートに、デカデカと書いて公然と保管する。《制度》
- ④ 事務所全体としてみたときは、いつの間にか、□C□ 、という状況を満3か年の時点までに作り出すこと。《電算化の徹底》
- ⑤ 関与先との関係面では、盃一杯の酒、一本の煙草さえも、□D□ 、との態度を、所長も職員諸君も、貫徹すること。《廉潔性の徹底》
- ⑥ 巡回監査の断行については、□E□ 、との態度を取り続けること。《入念にこの雰囲気を作る》
- ⑦ 恐怖の無い心、畏れの無い心、というものをしっかり手に入れること、を日常の生活課題とすること。出家時の釈迦の最大の課題がこれだったという。（阿含經）
般若心經、虚空藏菩薩經を参照されたい。

- | | |
|------------------|---------------------|
| 1. 微塵も職員諸君と妥協しない | 2. TKCのシステム全部を使っていた |
| 3. 業務能力と業務品質 | 4. 厳として曖昧にはしない |
| 5. 一年に16冊は読破する | 6. 待遇と給与水準 |
| 7. もらったならば恩に報いる | 8. 平均16回は読破する |

問5

次の文章は「世界第一級の会計事務所を目指す」について述べたものの一部です。正しいものには○印を、誤っているものには×印を選択しなさい。（計5点）

- (1) 職員諸君の行動を所長が監視している、という体制は絶対に作ってはならない。これは鉄則である。職員諸君は職場で、自由を満喫していなければならない。ということは職員諸君が野放図に放置されていてもよいという意味ではない。
- (2) われわれは会計や税務のプロであるから、職員ごとに異なる各人の特性を活かした基準を持っていなければならない。そこに、事務所の方針書や各種の基準書が策定され定着していなければならない必然の論理がある。それはできる限り明確に文書化されていなければならない。
- (3) 所長が第一線の業務を実践していなくては、事務所全体としての戦力の向上、とりわけ理論水準の高揚は、期待できない。従って所長たる者は、事務所全体の業務の品質管理と学理の研鑽のため相当数の担当を持ち巡回監査をしなければならない。
- (4) 職員諸君の自由選挙によって褒賞懲罰委員と委員長とを選出させる。褒賞事項と懲罰事項とは、職員諸君の自由な討議によって制定してもらう。但し、褒賞事項の方が多く、懲罰事項は少なく制定しなさい、と注意しておく。時間を待って、この制度が円滑に動くように誘導する。（中略）かくて、職員諸君は、何の被害意識も持たずに、事務所のルールを完全に近く遵守するようになる。
- (5) 会計事務所は貪欲に構えて、TKCのシステム委員会が開発してくれたシステムを利用する体制に断固移行することが肝要である。TKCのシステム委員の先生方が、無報酬で実務の経験に即して作ってくれたシステムは膨大なものがあるが、その中からいくつかの事務所に適したものを選択することが、世界のトップを行く体制なのである。

問6

次の文章は「会計人の社会的地位の向上に尽力すべし」の一節です。□ A □ から □ E □ に当てはまるものを解答欄の選択肢の中から選びなさい。（計10点）

職業会計人は、自由業に従事するものとして、□ A □、ということは、我が国の会計人には、あまり、浸透していない理念のように思われます。我が国の税理士法第1条には、やっと、昭和55年になって、「独立の」という文言が入れられたわけですが、その□ B □状況だ、といえるのではないのでしょうか。

職業会計人の隣接業界である弁護士業界においても、ときどき、依頼者ベッタリの姿勢をとり、鷲を鳥だと主張して恥じないお方を見かけますが、これが税理士や公認会計士の世界になると、証拠を残さずに脱税の手伝いをしてやれる会計人が、腕のある会計人だ、という観念がまだ残っており、この姿勢と理解が、実は逆に □ C □ から、その □ D □ 結果を作っている事実には、気付いていないように思われます。一部の商品生産の領域では、世界のトップのようにいわれている最近の日本も、自由業の領域では、発展途上国なみ、またはそれ以下の現況にあることを厳しく反省して、□ E □ をせめて米独並みとするよう、われわれ職業会計人は努力してゆく責任がある、と思うのですが、いかがでしょうか。

- | | |
|-----------------|--------------------------|
| 1. 職業会計人の社会的地位 | 2. 独立性をもっていなければならない |
| 3. 税理士の所得水準 | 4. 真の意味はなかなか理解され実践されていない |
| 5. 権威を余り高くかわれない | 6. 税務署の調査官をはじめ税務当局 |
| 7. 銀行をはじめ世間一般 | 8. 立場をかなり高く評価される |

問7

次の文章はTKC全国会元会長の松沢智氏の「税理士の職務と責任」（前編）の一節です。

□ A □ から □ E □ に当てはまるものを解答欄の選択肢の中から選びなさい。（計5点）

税理士は□ A □ たい

戦後、シャープ博士は、税務行政について誤りがある場合に、それをチェックし、正しい方向に是正する専門家が税理士だと語っています。□ B □ でも、税理士の使命を打ち出しています。これが税理士のあるべき姿なのです。だから、税理士はロイヤー（Lawyer）なんだ。法を实践する職業なのです。（中略）

通達は本来、□ C □ にもかかわらず（国家行政組織法第14条第2項）、その通達の解説が出ている。そういうものがなければ実務ができないというのはおかしいのではないか、ということで裁判官時代の私は、通達はいっさい見ないようにしていました。通達は□ D □ であり、裁判所が一方の理論だけを採用できない。判断基準はあくまでも「□ E □」なのです。

- | | |
|------------------------|------------|
| 1. 上級庁の下級庁への指揮・命令である | 2. 税務職員の判断 |
| 3. 国家が国民の統制を図るためのものである | 4. 税務当局の理論 |
| 5. 質疑応答集 | 6. 税理士法第1条 |
| 7. 法律家 | 8. 法 |

問 8

次の文章は「証憑と監査証拠」について述べたものです。□ A □ から □ J □ に当てはまるものを解答欄の選択肢の中から選びなさい。（計 10 点）

(1) 直接証拠と間接証拠

直接証拠は、監査項目の □ A □ を直接的に立証する証拠であって、資産の物理的存在、□ B □、銀行残高証明書、各種の金銭及び財貨の収受に関する証憑などが、これに該当します。

間接証拠は、□ C □ を間接的に推定せしめる媒体となる証拠をいい、□ D □、口頭質問に対する回答、売上高に対応する販売活動に係る費用の資料といったもので、前者に比べて証拠力が弱く、多くは直接証拠を補強するために採用されるものです。

(2) 物理的証拠・文書的証拠・口頭的証拠

物理的証拠は、現金、有価証券、商品原材料、建物、機械装置のように □ E □ に関する証拠であり、監査人自身がその物理的存在を確かめられるものですから、各種の証拠のうち最も強い証拠力を有します。しかしこれを入手しうる範囲はおのずから限られたものになります。

文書的証拠は、各種の契約書、証憑、証明書、□ F □ のように文書による証拠であって、監査の過程で入手する証拠の大部分がこれに該当します。入手は比較的容易なのですが、証拠力はその内容によってかなりの差異があります。後述する内部証拠と外部証拠の区別は主としてこの文書的証拠の証拠力に関する問題です。

口頭的証拠は、口頭による □ G □ を指し、監査人が内外の関係者や責任者に不明の点等を質問し、直接監査人に対して口頭で説明等を受けることによって得られる証拠です。文書によらないため証拠力はあまり強くありません。

(3) 内部証拠と外部証拠

内部証拠は、企業の経営組織の内部に求めることのできる証拠であり、比較的広い範囲において入手が容易であり、□ H □ の検証に利用でき、証拠としての適合力は外部証拠よりも広いが証拠力は □ I □ とされます。

外部証拠は、監査人が独自に企業の経営組織の外部に求める証拠であり、証拠力は □ J □ のですが、それを入手しうる範囲は限られています。

- | | | |
|-----------|------------------|----------------|
| 1. 正否又は適否 | 2. 弱い | 3. 強い |
| 4. 一定の事実 | 5. 陳述又は証言 | 6. 債権債務の確認回答書 |
| 7. 財貨の实在 | 8. 社内規程 | 9. 説明又は回答 |
| 10. 事実関係 | 11. 内部統制の調査書 | 12. 信頼性 |
| 13. 会計帳簿 | 14. ほとんどすべての監査項目 | 15. 個別具体的な監査項目 |

問9

次の文章は、「TKC企業共済会」について述べたものです。□ A □ から □ E □ に当てはまるものを解答欄の選択肢の中から選びなさい。（計5点）

(1) 小規模企業共済制度

小規模企業経営者（常時使用する従業員が20人以下〈商業・サービス業では □ A □ 〉の個人事業主・会社等の役員）に退職金制度があることはまれです。よって将来必ず到来する退職後の生活資金は、自分で準備しなければなりません。この制度は、国が大きな税制上のメリットを付与して昭和40年に発足した小規模企業経営者のための退職金積立共済制度で、加入者から多大な評価を得ている制度です。掛金が全額 □ B □ になるなど税制上のメリットが大きいため、会計事務所として加入資格のある小規模企業経営者には、制度の説明と加入推進を行う必要があります。なお、平成23年1月からは個人事業主の「 □ C □ 」も2名まで加入できるようになりましたので、この方々への説明も必須です。

(2) 中小企業倒産防止共済制度

中小企業の経営基盤は脆弱です。1取引先の倒産でも連鎖倒産に陥ることがあります。この制度は取引先の倒産や災害により売掛金が回収できなくなった場合に、□ D □ により連鎖倒産を防止するものです。掛金全額が税法上損金又は必要経費に算入でき、掛金を40か月以上納付していれば任意解約しても掛金全額が返戻されるなどメリットが大きい制度です。よって関与先にとって、節税・取引先倒産による連鎖倒産の回避等の有効な対策となります。また会計事務所にとっては、連鎖倒産による関与先減少対策という機能を持つ必須の □ E □ ツールです。

1. 損金又は必要経費

2. 所得控除

3. 5人以下

4. 10人以下

5. 共同経営者

6. 事業専従者

7. 経営指導

8. 緊急の貸付

問 10

次の文章は、『TKC会計人の行動基準書（第四版）』の第3章実践規定で定められている「書面添付制度」に関するものです。□ A □ から □ E □ に当てはまるものを解答欄の選択肢の中から選びなさい。（計5点）

- (1) 書面添付制度とは、税理士法第33条の2（□ A □ 書面の添付）に基づき、税理士法第1条における □ B □ において納税義務の適正な実現を図るという税理士の公共的使命を実務面で具現化したものである。

会員は、税理士業務の完璧な履行を目指して □ C □ 、税理士法上の相当注意義務を履行した証左として、税理士法第33条の2第1項に規定する書面を積極的に申告書に添付しなければならない。

- (2) 会員は、添付書面の作成にあたり、その品質を確保するため □ D □ とそれに対する会計処理及び税務判断のうち専門家として当該書面に記載すべき事項を選別し、『巡回監査報告書』の記録に基づき □ E □ その要点を記載しなければならない。

- | | |
|--------------------|--------------------|
| 1. 独立した公正な立場 | 2. 個別具体的かつ簡潔に |
| 3. 巡回監査で確認した取引事実 | 4. 経理担当者からの質問事項 |
| 5. 計算事項、審査事項等を記載した | 6. 巡回監査を実施し |
| 7. 網羅的にかつ簡潔に | 8. 計算事項、確認事項等を記載した |

問 1 1

次の文章は、「書面添付制度の意義と効果」について述べたものです。□ A □ から □ E □ に当てはまるものを解答欄の選択肢の中から選びなさい。（計5点）

租税法研究者の立場で増田英敏博士（法学博士・弁護士）は、「書面添付制度の意義と効果」について次のように述べています。

「書面添付は言うまでもなく税理士の□ A □ です。では、どんな□ A □なのでしょう。その定義を考えてみると、税理士が適正な職務を遂行したことを課税庁、そして納税者に対して説明できる□ A □であると私は考えています。言い換えれば、書面添付制度は、申告の適正性を証明する税理士の□ B □であるといえるでしょう。国民主権の納税制度である□ C □は、納税者自らが税法を解釈・適用し、適正な申告を行っているかぎり保護される制度です。ところが一般的に税法の規定は難解とされていて、容易に、そして適正に法解釈を行うことが難しい。そこで納税者の代理人として、また税務の専門家として、この□ C □をサポートしていくのが税理士であるということになります。これを書面添付との関係で考えてみましょう。すると書面添付制度は税理士が納税者の代理人として、また税務の専門家として自ら行った業務、あるいは指導した事項が法的に正しいということを、課税庁に対して釈明する、□ B □制度と位置付けることができます。一方、納税者に対しては□ D □の履行手段であるといえます。さらに一步踏み込んで考えると、書面添付制度には□ E □の中核的意義があると考えています。」

- | | | | |
|-----------|---------|-----------|-----------|
| 1. 租税解釈権 | 2. 説明責任 | 3. 確定決算主義 | 4. 申告納税制度 |
| 5. 釈明権の行使 | 6. 紛争予防 | 7. 権利 | 8. 義務 |

問 1 2

次の文章は、「これからの税理士業務」について説明したものです。□ A □から□ E □に当てはまるものを解答欄の選択肢の中から選びなさい。（10点）

武田隆二TKC全国会第3代会長は、『TKC会報』（平成14年8月号）において「計算の信頼性の保証こそ21世紀の税理士業務」と題し、「保証業務こそが、21世紀における職業会計人の業務の大きな柱になる」として、次のように記述されています。

「規制緩和に関連して注目すべき点は2つあります。1つは、規制緩和による競争の自由の保証、すなわち『事業活動面の自由化』の問題。もう1つは、パソコン・ソフトの普及による文書（申告書）作成の簡素化の促進、すなわちデータの入力だけで誰もが、ある程度自由に文書（申告書）作成が行えるという『□ A □段階での自由化』の問題です。

この両者の自由化が、税理士業界にも何らかの影響を与えてくるのではないかという心配をおもちだします。

しかし、自由化できない部分があります。それが「□ B □」です。事業活動面の自由化と□ A □段階の自由化とを橋渡しする機能、すなわち両者の照応関係を保証する業務（計算の信頼性の□ B □）こそが、21世紀における資格業務の特権として残されているのであります。

会計業務の上で、税理業務が成り立つためには『『実体』と『数』の一致の証明』という業務が必要になります。そして、実体と数との『有意なつながりを証明』するためには、実体を写像するための『装置（会計システム）』がなければなりません。これが□ C □です。□ C □に則した財務諸表であるという確実な基礎の上で、初めて、『□ D □』が期待されることになるわけです。その□ D □を、記帳業務と相関連づけながら第三者的に保証する。すなわち、申告業務の適正さを担保するという一連の業務を実行できるところに、『非資格者の税務業務』と区別された『□ E □』の存在価値があるといえます。」

- | | | |
|------------|---------------------|-------------|
| 1. 保証業務 | 2. 会計基準 | 3. 資格者の税務業務 |
| 4. 申告書の信頼性 | 5. 書面添付 | 6. 巡回監査 |
| 7. 決算書の信頼性 | 8. データのアウトプット（文章作成） | |

問 1 3

次の文章は、電子帳簿保存法（電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律）への期待と問題点について述べたものです。□ A □ から □ E □ に当てはまるものを解答欄の選択肢の中から選びなさい。（同じ語句を2回以上使用することも可）（計10点）

平成10年3月30日に、電子帳簿保存法が成立し、7月1日から施行されました。この法律の目的は、わが国においてこれまで野放し同然の状態にあったコンピュータ会計システムについて、□ A □ の確保という視点から、その健全な運用を確保しようというものでした。したがってこの法律は、企業の経理実務はもとより、会計事務所、そしてコンピュータ業界にも好ましい影響を与えるものと期待されていました。

しかし、実際には残念ながらそうはなりません。なぜならば、この法律が「電子帳簿をやるなら、□ B □ を残しなさい」から、「電子帳簿をやらないなら、記録を残さないでよい」と屈解されてしまったからです。

実際には、記録を残さないほうがコンピュータの「使い勝手」がはるかによいのです。また会計ソフトの利用については、電子帳簿を利用しない限り、□ C □ を求める必要もありません。だから大企業あるいはTKC会員の関与先企業以外はこの法律に本気で取り組んでこなかったのです。

コンピュータ会計システムの□ D □ を確保するという立法の精神は無残にも崩壊してしまったのです。

この法律は、直ちに改正し、紙面で会計帳簿を作成する場合であっても、会計ソフトについては□ E □ する、あるいはその記録を厳然と残すことを強制すべきなのです。

※令和3年度の税制改正において、

- ①税務署長の事前承認制度が廃止され
- ②優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置が整備され
- ③最低限の要件を満たす電子帳簿についても、電磁的記録による保存等が可能となりました。

- | | |
|-----------------|------------------------|
| 1. 遡及的処理を全面的に禁止 | 2. 「真実性」及び「可視性（見読可能性）」 |
| 3. 遡及的処理を部分的に禁止 | 4. 税務署に事前承認 |
| 5. 適時性の証拠 | 6. 「完全性」及び「適時性」 |
| 7. 訂正等の記録 | 8. 手書きで伝票 |

問 1 4

次の文章は、昭和62年に取り組み始めた関与先企業用システムの開発目標について述べたものです。正しいものには○印を、誤っているものには×印を選択しなさい。（計5点）

- (1) 関与先経理担当者が絶対に手放せないものとする。
- (2) 管理会計を基本とし、給与計算と販売管理をサブシステムとする。
- (3) システム上で会計事務所の役割を明確なものとする。
- (4) 消費税への対応を完璧なものとする。
- (5) レンタル制を採用し、TKCの収益拡大に貢献する。